

定款

じょいふる会

じょいふる会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、じょいふる会という。

(事務所)

第2条 この団体の主たる事務所を兵庫県明石市魚住町西岡2110の2番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、診断の有無に関わらず、子どもたちの生きる力を養うためのプログラムを提供する事業を行い、子どもの健全育成を図り、二次障害の予防とともに広く公益に貢献することを目的とする。

また、一般的な就職等が困難であると予想される、もしくは現実に困難になっている高齢者に、子供たちと触れ合う機会を与えると同時に、模擬的な就業体験の場などを提供することに関する事業を行い、子どもたちおよび高齢者が、各人の個性に応じた社会参加の機会を獲得することに寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この団体は第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 子どもの育成を支援する指導者等に対し助言および援助する活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 高齢者を支援する指導者等に対し助言および援助する活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非営利活動に係る事業
 - ① 放課後プログラム提供事業
 - ② 高齢者に社会参加の機会を与える事業

- ③ 子どもや高齢者とその保護者に対する相談事業
- ④ 子どもの育成や高齢者の社会参加に関するネットワーク構築事業
- ⑤ 子どもの育成や高齢者の社会参加のための指導者の育成事業

(2) その他の事業

- ① 物品等の販売事業
- ② 出版事業
- ③ 協賛企業等との広告宣伝に関する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は、次の3種とし、運営会員をもって社員とする。

- (1) 運営会員 この団体の目的に賛同して入会し、この団体の活動及び事業を推進する個人及び団体
- (2) 活動会員 この団体の目的に賛同し、この団体の活動に参加する個人、家族及び団体
- (3) 賛助会員 この団体の目的に賛同し、この団体の活動を援助する個人、企業及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書を代表に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 代表は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電子メール等の電磁的方法又はファクシミリをもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく、2年以上連続して会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 運営会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他この団体の秩序を乱す行為をしたとき。
- 2 活動会員及び賛助会員が、前項各号の一に該当するに至ったときは、幹部会の決議により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 幹部 3 人以上 15 人以内
- (2) 監事 1 人

(選任等)

第 14 条 幹部は、幹部会において選任し、総会に報告する。

- 2 幹部の中からその互選によって、代表1名を選任する。また、必要に応じて、副代表、専務、常務を代表が選任する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数全体の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この団体の役員になることができない。
- 5 監事は、幹部又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表、専務、常務の業務は代表が別に定める。
- 3 幹部（副代表、専務、常務が選任されているときは記載の順序で、選任されていないときは常勤の幹部）は、総会及び幹部会の議決に基づき、この団体の常務を処理する。
- 4 幹部は、幹部会を構成し、法令並びにこの定款及び幹部会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 幹部の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 幹部の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、幹部に意見を述べ、若しくは幹部会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 幹部又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく

これを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

第 20 条 この団体に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長及び職員は、代表が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この団体の会議は、総会及び幹部会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、運営会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、この定款に規定するもののほか、幹部会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 幹部会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 運営会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表が招集する。

2 代表は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール等の電磁的方法又はファクシミリにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会に出席した運営会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、運営会員総数の 5 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した運営会員の過半数以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 29 条 各運営会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メール等の電磁的方法又はファクシミリをもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 項、第 51 条の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の表決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

第 6 章 幹部会

(幹部会の構成)

第 31 条 幹部会は、幹部をもって構成する。

(幹部会の権能)

第 32 条 幹部会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(幹部会の開催)

第 33 条 幹部会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 幹部総数の 2 分の 1 以上から幹部会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(幹部会の招集)

第 34 条 幹部会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第 2 号および第 3 号の規定による請求があった場合にはその日から 14 日以内に幹部会を招集しなければならない。

3 幹部会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書

面又は電子メール等の電磁的方法又はファクシミリにより、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(幹部会の議長)

第35条 幹部会の議長は、代表又は代表が指名したものがこれにあたる。

(幹部会の議決)

第36条 幹部会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 幹部会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹部会の表決権等)

第37条 各幹部の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため幹部会に出席できない幹部は、あらかじめ通知された事項について書面または代理人をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した幹部は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、幹部会に出席したものとみなす。

4 幹部会の議決について、特別の利害関係を有する幹部は、その議事の議決に加わることができない。

5 第2項の代理人は、別に定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

(幹部会の議事録)

第38条 幹部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 幹部総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第 7 章 資産

(構成)

第 39 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第 40 条 この団体の資産は、これを分けて非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(管理)

第 41 条 この団体の資産は、代表が管理し、その方法は、幹部会の議決を経て、代表が別に定める。

第 8 章 会計

(会計の原則)

第 42 条 この団体の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 43 条 この団体の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する会計

(事業年度)

第 44 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

(事業計画および予算)

第 45 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、幹部会の議決を

経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、幹部会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、幹部会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この団体の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この団体が定款を変更しようとするときは、運営会員の 5 分の 1 以上が総会出席し、その過半数による議決を経なければならない。

(解散)

第 52 条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 運営会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの団体が解散するときは、運営会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 53 条 この団体が解散したときは、幹部が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この団体が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この団体が合併しようとするときは、総会において運営会員の 5 分の 1 以上が出席し、その過半数の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この団体の公告は、この団体の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 11 章 事務局

(組織及び運営)

第 57 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、幹部会の議決を経て、代表が別に定める。

第 12 章 雑則

(細則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、幹部会の議決を経て、代表がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代 表	国 野 春 樹
副代表	平 野 理 樹
幹 部	池 田 航
幹 部	宮 川 明 宏
幹 部	山 田 和 美
監 事	大 塚 佑 佳

- 3 この団体の設立当時の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この団体の成立の日から 2020 年 2 月 28 日までとする。
- 4 この団体の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、この団体の成立の日から 2019 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(附則)

この定款は、2019 年 4 月 1 日から施行する。